

議第53号

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例

京都市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

第8条中「の施行について」を「において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し」に改める。

別表備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件		単 位	占 用 料		
			甲	乙	
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	電 柱 及 び そ の 支 柱 類	1 本 に つ き 1 年	3,500 ^円	1,800 ^円	
	電 話 柱 及 び そ の 支 柱 類		2,100	1,100	
	そ の 他 の 柱 類		210	110	
	線 類	共架電線その他上空 に設けるもの	長 さ 1 メートル に つ き 1 年	30	15
		地下電線その他地下 に設けるもの		13	7
	変 圧 器	路上に設けるもの	1 個 に つ き 1 年	2,000	1,000
		地下に設けるもの	占 用 面 積 1 平 方 メートルに つ き 1 年	1,200	600
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所		1 個 に つ き 1 年	4,100	2,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱			1,700	850
	広 告 塔		表 示 面 積 1 平 方 メートルに つ き 1 年	17,000	8,500

		そ の 他 の も の	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,100	2,100
法第32条第1項第2号に掲げる物件	管 路	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	90	45
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130	65
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		190	95
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		240	120
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		370	190
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		490	250
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		870	440
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,200	600
				外径が1メートル以上のもの	
		そ の 他 の も の	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100	550
		法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,100	2,100
法第32条第1項第4号に掲げる施設	ア ケ ー ド		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	380	190
	日 よ け 類			1,900	950
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A × 0.004	
		階数が2のもの		A × 0.006	
		階数が3以上のもの		A × 0.007	
	上空又は地下に設ける通路			8,600	4,300
		そ の 他 の も の		4,100	2,100

法第32条第1項第6号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	4,100	2,100				
道路法施行令(以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。以下同じ。)		表示面積1平方メートルにつき1年	7,200	3,600			
	標	識	1本につき1年	3,300	1,700			
	旗	ざ	お	1本につき1月	1,700	850		
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)		その面積1平方メートルにつき1月	1,700	850			
	ア	ー	チ	車道を横断するもの	1基につき1月	17,000	8,500	
						その他のもの	8,600	4,300
	ぼ	ん	ぼ	り	1本につき1月	3,100	1,600	
						外径が1.5メートル以上のもの	4,200	2,100
	添		加	広	告	物	表示面積1平方メートルにつき1年	11,900
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	1,700	850			
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1月	410	210			
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建		築	物	占用面積1平方メートルにつき1年	A×0.011		
	そ					の	他	の
令第7条第9号に掲げる器具			占用面積1平方メートルにつき1年	A×0.025				
その他の工作物, 物件及び施設			別に定める。					

別表備考1中「地域」を「区域」に改め、同備考中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 「電話柱」とは、電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除くものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(平成21年度前から継続して占用している物件に係る占用料の減額)

3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいても道路法第32条第1項若しくは第3項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受け、又は同法第35条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による協議が成立している占用物件について、改正後の条例の規定により算定した平成21年度の占用料の額が、この条例による改正前の京都市道路占用料条例の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用物件に係る同年度以降の各年度の占用料の額を減額することができる。

提案理由

道路占用料の適正化を図るとともに、道路占用料の徴収の対象となる占用物件に、郵便差出箱等を加える必要があるので提案する。